平成27年度に実施した政策(政策手段一覧)

政策手段一覧 (政策分野名:3. 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓)

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(17174 1 227	H25年度	H26年度	H27年度	7.4 (7.1		事業番号
(1)	中小企業者と農林漁業者との連携 による事業活動の促進に関する法 律(農商工等連携促進法) (平成20年)	1	ı	ı	(1)-①-イ (2)-①-ア	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与した。	_
(2)	卸売市場法 (昭和46年)	-	-	-		生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場整備計画に基づき開設者が行う施設整備に対する支援等を通じて卸売市場の整備を促進するとともに、卸売業者等に対する指導監督により卸売市場の適正かつ健全な運営を確保する。この法律の適正な執行により市場施設の計画的な整備が進むとともに、卸売市場の適正かつ健全な運営が確保されることにより、卸売市場の機能強化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	_
(3)	食品流通構造改善促進法(平成3年)	1	-	-	(1)-①-ア	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_
(4)	流通業務の総合化及び効率化の 促進に関する法律 (平成17年)	ı	ı	-	(1)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の 認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が 図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に 寄与した。	_

No	政策手段 (開始年度)	上段:予 下段:(執行	・算の状況<減収身 〒額)/(<減収額>	見込額>)(百万円)	関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(MAT 1)Z/	H25年度	H26年度	H27年度	14 1/4		事業番号
(5)	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年)	-	-	-	(1)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(6)	特定農産加工業経営改善臨時措 置法 (平成元年)	-	-	-	(1)-①-ア	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6 次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_
(7)	中小企業の新たな事業活動の促進 に関する法律(中小企業新事業活 動促進法) (平成11年)	-	-	-	(1)-①-ア	中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による新たな事業活動の促進を図るため、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業等に対して、補助金、融資、債務保証などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(8)	産業競争力強化法 (平成25年)	-	-	-	(1)-①-ア	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_
(9)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	-	-	-	(1)-①-ア	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_

No	政策手段 (開始年度)	上段:予 下段:(執行	・算の状況<減収身 f額)/(<減収額>	見込額> ·)(百万円)	関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(1)074 1 227	H25年度	H26年度	H27年度	10 12		事業番号
(10)	食品循環資源の再生利用等の促 進に関する法律 (平成13年)	-	-	-	(1)-①-ア (2)-③-ア	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	_
(11)	容器包装に係る分別収集及び再 商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	-	-	-	(1)-①-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な 課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関す る取組の強化に寄与した。	_
(12)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年)	-	-	-	(1)-①-ア	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な 課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関す る取組の強化に寄与した。	_
(13)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	(1)-①-ア	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	_
(14)	電気事業者による再生可能エネル ギー電気の調達に関する特別措置 法 (平成23年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-オ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、 6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_
(15)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の 農林水産物の利用促進に関する法 律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_

No	政策手段 (開始年度)	上段:予 下段:(執行	・算の状況<減収見 f額)/(<減収額>	記込額>)(百万円)	関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(1)	H25年度	H26年度	H27年度	74 127		事業番号
(16)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	(1)-①-ア	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_
(17)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料 の原材料としての利用の促進に関 する法律 (平成20年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-エ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	_
(18)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (平成24年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_
(19)	農林漁業の健全な発展と調和のと れた再生可能エネルギー電気の発 電の促進に関する法律 (平成25年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-オ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_
(20)	特定農林水産物等の名称の保護 に関する法律(地理的表示法) (平成26年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-カ	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や 社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知 的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度 について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の 保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与し た。	_
(21)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:27-9,11,13,15)	31,114 の内数 (27,416 の内数)	32,261 の内数 (31,226 の内数)	52,429 の内数 (49,286 の内数)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場の開設者等が行う卸売場の低温化等の取組に対し支援する。 この支援措置により卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大、食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	0129

No	政策手段 (開始年度)	上段:予 下段:(執行	・算の状況<減収身 〒額)/(<減収額>	見込額> ・)(百万円)	関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(10074 1 1007	H25年度	H26年度	H27年度	10/1/		事業番号
(22)	地域バイオマス産業化推進事業 (平成24年度) (関連:27-12,15)	682 (446)	1,955 (1,757)	1,259 (1,207)	(1)-①-ア (1)-①-エ	市町村等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想の実現に必要なバイオマス利活用施設の整備等に関する取組を支援する。 この支援措置により、地域に存在するバイオマスを活用した持続可能な事業の創出が図られ、農業の振興や地域の活性化に寄与した。	0195
(23)	6次産業化ネットワーク推進対策事業 (平成25年度) (関連:27-15)	1,080 (580)	3,980 (3,194)	4,860 (3,236)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者と多様な業種の事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0016
(24)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (平成25年度) (関連:27-12,15)	165 (144)	204 (179)	201 (187)	(1)-①-ア (1)-①-オ	農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる様々な手続・取組を総合的に支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0197
(25)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (関連:27-1,15)	-	236 (228)	205 (204)	(1)-①-ア	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、輸出に対応したHACCP導入についての助言、指導を行う専門家の派遣等を行う。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与した。	0019
(26)	医福食農連携推進環境整備事業 (平成26年度) (関連:27-15)	-	435 (420)	375 (357)	(1)-①-ア	食と健康に係る学術的・科学的知見の集積を進め、医福食農連携としての制度的な枠組みを構築していくための環境を整備する。 この支援措置により、健康に着目した食の市場拡大が図られ、食が供給されることにより、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0017

No	政策手段 (開始年度)		・算の状況<減収見 〒額)/(<減収額>		関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	H25年度	H26年度	H27年度	7.4 (事業番号
(27)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (関連:27-15)	-	290 (288)	320 (299)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0018
(28)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) (関連:27-15)	I	95 (73)	111 (97)	(1)-①-ア (2)-③-ア	食品産業の体質強化と地域活性化に向けて、商慣習の見直し等の食品 ロス削減国民運動を展開するとともに、エネルギー利用と高付加価値農業 を推進する新たな食品リサイクルループ構築等を推進する取組を支援す る。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への 取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の 強化に寄与した。	0020
(29)	農山漁村地域ビジネス創出人材育 成委託事業 (平成26年度) (関連:27-15)	1	35 (27)	34 (31)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	地域資源を活用した6次産業化、再生可能エネルギー、バイオマス、新事業創出など様々なビジネスを現場で立ち上げ、総合的にマネジメントする人材を育成する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0021
(30)	食料品アクセス環境改善対策事業 (平成26年度) (関連:27-15)	ı	9 (8)	9 (8)	(1)-①-ア (2)-①-イ	食料品アクセス環境を改善するため、地域の関係者が一体となって継続的な取組が行える仕組み作りを支援する。 この支援措置により、地域の実態に応じた自律的かつ継続的な取組が推進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与した。	0022
(31)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:27-15)	35,000 [25,000 (産投出資) 10,000 (産投貸付)]	15,000 [5,000 (産投出資) 10,000 (産投貸付)]	5,000 [5,000 (産投貸付)]	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	_

No	政策手段 (開始年度)		·算の状況<減収見 f額)/(<減収額>		関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(MATERIAL TOP)	H25年度	H26年度	H27年度	10 100		事業番号
(32)	農畜産物輸出拡大施設整備事業 (平成27年度) (関連:27-4,9)	-	-	8 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア	生鮮食料品等の安定的な流通及び輸出促進を図るため、輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設や輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設等の整備を支援する。 この支援措置により輸出拡大や高品質・高付加価値化に資する卸売市場の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大、食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	0151
(33)	農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査事業 (農山漁村マイクログリッド構築支援 調査事業) (平成27年度) (関連:27-15)	-	1	11 (11)	(1)-①-ア (1)-①-オ	農林漁業者の電力生産コスト低減や収入機会の拡大のため、農林漁業者自らが発電した電気を、新電力に売りつつ、農業用施設等で自家利用する取組を構築するためのデータ収集、課題克服手法の検討等を支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0198
(34)	食品サプライチェーン強靱化総合 対策事業 (平成27年度) (関連:27-15)	ı	1	23 (23)	(1)-①-ア	首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、災害発生時にも機能する食品サプライチェーンを確保するため、食品産業事業者間における連携・協力体制を構築するための取組を支援する。この支援措置により、円滑な食料供給が可能となるなど、災害時の食料供給機能の強化が図られることで、食品サプライチェーンの適切な機能の発揮に寄与した。	0023
(35)	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金 (平成19年度) (関連:27- 7,8,14,15,16,17,18,19,22)	11,763 の内数 (10,920 の内数)	8,798 の内数 (8,474 の内数)	7,670 の内数 (7,486 の内数)	(1)-①-ア	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための農山漁村の活性化に関する計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援する。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0102
(36)	小水力等再生可能エネルギー導 入推進事業 (平成24年度) (関連:27-12,14,15)	1,323 (1,227)	1,071 (903)	922 (716)	(1)-①-ア	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費軽減に向けた取組の促進を図り、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0194

No	政策手段 (開始年度)		·算の状況<減収見 f額)/(<減収額>		関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(1)174 1 227	H25年度	H26年度	H27年度	71 (%		事業番号
(37)	独立行政法人種苗管理センターの 運営に必要な経費 (平成13年度) (関連27-4)	3,222 (3,221)	2,919 (2,917)	3,013 (3,013)	(1)-①-ア	独立行政法人種苗管理センターが、法律に基づき行う業務(①植物新品種の登録に必要な栽培試験及び育成者権の侵害対策、②農作物の種苗の検査、③ばれいしょ及びさとうきびの原原種の生産、配布等)の実施に必要な運営費交付金及び施設整備費を交付。 この取組を実施することにより、優良な種苗の流通を促進し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0024
(38)	ミラノ国際博覧会政府出展委託事業 (平成24年度) (関連27-4)	2 (2)	917 (905)	1,559 (1,545)	(1)-①-ア	ジャパンブランドの再構築に資する取組としてミラノ国際博覧会において 我が国の「食」に関する様々な取組を出展するための日本館・展示物の設 計・建築(制作)、行催事・広報活動の計画策定等の諸準備を行う。 この取組を実施することにより、我が国の農林水産物・食品や食文化など の魅力を発信し、万博後の我が国農業・食品ビジネスの新しい市場開拓に つなげることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び 食品産業の海外展開の促進に寄与した。	0025
(39)	輸出総合サポートプロジェクト事業 (平成25年度) (関連27-4)	1,002 (1,002)	1,192 (1,182)	1,381 (1,381)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円水準に拡大させるため、 JETROへの補助を通じて、輸出に取り組む事業者の裾野を広げるととも に、多くの輸出機会を創出し、川上から川下に至るまでの総合的なビジネ スサポートを強化する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡 大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海 外展開の促進に寄与した。	0026
(40)	食品産業グローバル展開インフラ 整備事業 (平成25年度) (関連27-4)	64 (58)	198 (168)	102 (91)	(1)-①-ア	食産業のグローバル展開に当たって障壁となる諸外国の食品の規格基準等への対応やグローバル展開のための人材確保の取組及びフードシステム全体での海外展開を支援する。この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向けた、食品産業のグローバル展開の推進が図られることで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0029
(41)	輸出戦略実行事業 (平成25年度) (関連27-4)	10 (10)	152 (152)	152 (147)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円水準に拡大させるため、オールジャパンでの輸出促進の司令塔として、輸出戦略実行委員会を開催し、品目別の「輸出拡大方針」を策定、品目別輸出団体の取組の検証、諸外国の輸入規制等の輸出環境課題の整理等を行う。また、輸入規制に関与する外国政府の行政官等を招へいし、日本の農林水産物・食品の安全性等に関する現地確認等を行う。この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、日本の農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	0028

No	政策手段 (開始年度)		・算の状況<減収身 f額)/(<減収額>		関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(1)1174 + 127	H25年度	H26年度	H27年度	11111		事業番号
(42)	輸出に取り組む事業者向け対策事業 (平成25年度) (関連27-4)	-	868 (668)	1,140 (989)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円水準に拡大させるため、農林漁業者や食品事業者等が行うジャパン・ブランドの確立に向けた取組や産地間連携の取組等を支援する。この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与した。	0032
(43)	輸出環境整備推進委託事業 (平成27年度) (関連27-4)	1	1	67 (53)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円水準に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のため、政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与した。	0035
(44)	国際農業協力等委託·補助事業 (平成25年度) (関連:27-4,5)	200 (196)	184 (183)	321 (300)	(1)-①-ア	食のインフラシステムの輸出を通じた我が国食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会を設置し、重点地域・国におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援する。 これらの取組を実施することにより、グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づく、食のインフラシステム輸出が推進されることで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与した。	0040
(45)	知的財産の保護・活用推進事業 (平成25年度) (関連27-4)	128 (91)	152 (122)	200 (192)	(1)-①-ア	知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出及び海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止等の取組を支援する。この支援措置により、農山漁村の持つ知的財産として地域ブランド産品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び中国等において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)		5算の状況<減収身 f額)/(<減収額>		関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
		H25年度	H26年度	H27年度			事業番号
(46)	国際標準化推進委託事業 (平成25年度) (関連27-4)	25 (20)	20 (19)	20 (19)	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させるとともに、我が国食料産業が海外の食市場の成長を取り込んでいく必要がある。そのためには、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要があり、それを目的として、我が国発の国際標準の原案を作成し、国際的な提示を行う。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	0031
(47)	国際農産物等市場構想推進事業 (平成27年度) (関連27-4)	-	-	62 (52)	(1)-①-ア	国際空港近辺の卸売市場から国産農産物等を輸出する構想(国際農産物等市場構想)を推進するための調査と計画策定を支援する。また、卸売業者や仲卸業者等が輸出対応型の品質管理高度化設備を導入する取組を支援する。 これらの支援措置により、卸売市場からの輸出を促進するための環境が整備され、国産農産物等の輸出拠点として、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	0036
(48)	植物新品種の育成者権保護及び 種苗生産基盤等の強化・活用事業 (平成26年度) (関連27-4)	I	18 (16)	14 (13)	(1)-①-ア	海外種苗需要・流通実態の把握、輸出種苗の病害検査手法の実用化及び利用可能なDNAマーカーの情報集積を実施するとともに、国内種苗の生産基盤を強化するための取組を支援する。 この取組を実施することにより、種苗産業の共通課題の解決を可能とする体制の構築に向けた環境整備等の推進を図り、知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与した。	0033
(49)	東アジアにおける植物品種の保護 強化・活用促進事業 (平成25年度) (関連27-4)	45 (41)	32 (28)	38 (36)	(1)-①-ア	東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動を実施。また、審査に必要な植物種類ごとの主要な特性を整理し、審査基準案を作成するとともに、登録品種の植物体標本及びDNAを保存し、真正サンプルに関する情報収集を実施する。これらの取組を実施することにより、品種登録審査の着実な実施及び海外における我が国の新品種の保護等を図り、知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与した。	0030

No	政策手段 (開始年度)	上段:予 下段:(執行	・算の状況<減収月 〒額)/(<減収額>	見込額>)(百万円)	関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(1717)	H25年度	H26年度	H27年度	10 1%		事業番号
(50)	高品質な我が国農林水産物の輸出促進緊急対策のうち日本食魅力 発信輸出促進緊急対策事業 (平成27年度) (関連27-4)	-	-	35 (0)	(1)-①-ア	TPP協定発効後の輸出障壁撤廃を見据え、海外に日本食・食文化の魅力を広く発信し、日本産農林水産物・食品の理解促進と需要喚起を集中的に実施する。 この支援措置により、生産者や事業者が輸出に取り組みやすい環境の整備を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0034
(51)	日本発食品安全管理規格策定推 進緊急調查事業 (平成27年度) (関連27-4)	ı	-	2 (2)	(1)-①-ア	日本の食文化に通用しやすい日本発の食品安全管理規格や、その規格を解説するガイドラインの策定、認証を実施するための各機関との調整、規格の普及等を推進するとともに、規格・認証スキーム等が国際的に通用するものとなるための取組を支援する。 この支援措置により、日本の農林水産物・食品の輸出促進や、食品産業のグローバル展開に寄与するとともに、知的財産の戦略的な創造・活用・保護に寄与する。	0037
(52)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をする。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	-
(53)	生鮮食料品等小売業近代化貸付 制度 (昭和43年度)	-	-	-	(1)-①-ア	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備及び運転資金に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与した。	_
(54)	食品流通構造改善貸付金のうち食 品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	-	-	-	(1)-①-ア	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)		·算の状況<減収身 f額)/(<減収額>		関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
	(1)372 1 227	H25年度	H26年度	H27年度	74 (7.7		事業番号
(55)	特定農産加工資金 (平成元年度)	ı	-	-	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)の支援をする。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	ı
(56)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	-	-	-	(1)-①-ア	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、 農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途 事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((㈱日本政策金融公庫 (農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次 産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(57)	食品流通構造改善資金のうち食品 生産製造提携事業施設 (平成12年度)	-	-	-	(1)-①-ア	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(58)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	-	-	-	(1)-①-ア	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(59)	6次産業化に係る資金 (平成22年度)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通するほか、六次産業化法に基づく総合化事業計画認定者及び認定農業者の経営改善に必要な短期運転資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
		H25年度	H26年度	H27年度	10.12		事業番号
(60)	農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫(食品流通改善資金-卸売市場近代化施設)の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置についての課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法第349条の3第4項](昭和49年度)	<1> (<0>)	<1> (<0>)	<1> (<0>)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した 共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、 1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることに なり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の 効率化及び高度化等に寄与した。	-
(61)	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代 化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置 (卸売市場関係) [不動産取得税:地方税法第73条の14第6項] (昭和46年度)	<1> (<0>)	<1> (<0>)	<1> (<0>)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	_
(62)	卸売市場及びその他機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置 [事業所税:地法第701条の34第14号] (昭和50年度)	<1,155> (<1,155>)	<1,155> (<1,155>)	<1,155> (<1,155>)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されること になり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通 の効率化及び高度化等に寄与した。	_
(63)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例(卸売市場) [所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第64条の2、第68条の71] (昭和46年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
		H25年度	H26年度	H27年度	10.12		事業番号
(64)	特定住宅地造成事業等のために 土地等を譲渡した場合の譲渡所得 の特別控除(食品流通構造改善促 進法) [所得税・法人税:租税特別措置法 第34条の2、第65条の4、第68条の 75] (平成3年度)	1	-	-	(1)-①-ア	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除する。この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(65)	産業競争力強化法に係る特例措置 [登録免許税:租税特別措置法第 80条] (平成25年度)	I	-	-	(1)-①-ア	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減する(0.7%→0.35%等)この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(66)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置 ①課税標準の軽減措置 [事業所税:地方税法附則第33条第5項] (平成元年度) ②特定農産加工品生産設備等の特別償却 [所得税・法人税:租税特別措置法第11条の3、第44条の4、第68条の25] (平成元年度)	<①35> (<14>) <②65> (<70>)	<①35> (<7>) <②65> (<9>)	<①15> (<4>) <②67> (<59>)	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施する。 ①資産割 1/4相当額を控除 ②特定農産加工業経営改善臨時措置法の認定計画に基づき取得する機械装置等の取得価格の30%の特別償却 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(67)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度 (研究開発税制) [所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号] (昭和42年度)	<2,314> (<3,130>)	<2,985> (<2,952>)	<3,058> (<3,847>)	(1)-①-ア	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 I 試験研究費の総額の8~10%(中小企業等については一律12%)の額を税額控除 II 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用(特別試験研究費)の20%又は30%を税額控除 III 試験研究費が増加した場合に試験研究費の増加額の5~30%を税額控除 IV 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与した。	_

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
		H25年度	H26年度	H27年度	10.10%		事業番号
(68)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)(食品企業者関係)[所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11](平成10年度)	<6,879> (<8,200>)	<10,039> (<10,200>)	〈10,200〉 (〈調査中〉)	(1)-①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(ただし、資本金の金額が3千万円以下の中小企業に適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)特定の器具及び備品(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(69)	集積区域における集積産業用資産の特別償却制度(企業立地促進法)(農林水産関連業種) [所得税・法人税:租税特別措置法第11条の2、第44条、第68条の20] (平成20年度)	<999> (<645>)	-	-	(1)-①-ア	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のため、以下のことを実施する。 (機械・装置等) 取得価格の15%の特別償却 (建物等) 取得価格の8%の特別償却 この支援措置により、農林水産関連事業者の設備投資を促進することで、地域産業の自立的発展の基盤強化が図られ、食品産業の国内生産額の維持に寄与した。	
(70)	公害防止用設備を取得した場合の 特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方税法附則第15 条第2項] [事業所税:地方税法第701条の41 第1項表3] (平成8年度)	<117.9> (<110.5>)	<123.3> (<99.1>)	<96.5> (<90.7>)	(1)-①-ア	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	_
(71)	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備) [所得税・法人税] (平成23年度)	<300> (<0>)	<300> (<0>)	〈300〉 (〈調査中〉)	(1)-①-ア (1)-①-エ	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される。この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	_

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート
		H25年度	H26年度	H27年度			事業番号
(72)	バイオエタノール等揮発油に係る 課税標準の特例[揮発油税・地方 揮発油税:租税特別措置法第88条 の7] (平成20年度)	<23,200> (<23,852>)	<28,514> (<27,769>)	〈34,025〉 (〈調査中〉)	(1)-①-ア (1)-①-エ	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール 等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発 油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタ ノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	_
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第25項](平成20年度)	<9> (<10>)	<11> (<5>)	〈19〉 (〈調査中〉)	(1)-①-ア (1)-①-エ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	-